

請求書の押印省略に関する Q & A

NO	質問	回答
I 対象となるもの		
1	押印が省略できる書類は何ですか。	令和4年10月1日以降の日付で提出される請求書が対象になります。 契約書・請書・見積書は引き続き押印が必要です。
2	従来どおり、請求書に押印し、郵送や持参してもよいですか。	押印された請求書の取扱いに変更はありません。押印した請求書の場合は、従来どおり原本を提出してください。その場合は、本件責任者等の記載は不要です。
II 押印省略の方法		
3	押印省略する場合の方法を教えてください。	請求書に「本件責任者及び担当者」の欄を設け、役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）を必ず記載してください。 確認のため、記載された方に連絡させていただくことがあります。
4	本件責任者とは誰ですか。	本件責任者は、代表取締役又は支店長等といった社内において権限の委任を受けた役職者や、請求書等を発行するにあたり責任を有する方のことをいいます。
5	本件責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載するのですか。	「本件責任者の役職・氏名・連絡先（電話番号）」を記載してください。担当者については「同上」や「本件責任者・担当者」等、担当者が同じであることが分かるよう記載してください。
6	代表者と本件責任者と担当者がすべて同じ場合（1人で事業所等を経営されている場合等）、本件責任者はどのように記載するのですか。	①代表者の職名・氏名等は省略できません。 ②「本件責任者の役職・氏名・連絡先（電話番号）」を記載してください。担当者については5と同様に記載してください。
7	本件責任者や担当者の氏名は、苗字のみの記載でもよいですか。	原則、フルネームで記載してください。
8	法人の代表者の職名・氏名等は省略できますか。	省略できません。
9	連絡先は携帯電話番号でもよいですか。	法人の場合は原則、固定電話番号としてください。個人の場合は携帯電話番号でも結構です。
10	連絡先はメールアドレスでもよいですか。	請求書に不明な点があった場合に直接連絡をする必要があることから、電話番号を記載してください。 ただし、電話での対応が困難な場合は、電話番号に加えてFAX番号やメールアドレス等を記載してください。

NO	質問	回答
Ⅲ 電子メールによる提出		
11	電子メールで請求書を提出してもよいですか。	電子メールによる提出も可能です。ただし、添付ファイルはPDF形式とし、正当な請求書等の要件が鮮明に読み取れるものに限ります。提出後は、必ず市担当部署の担当者に受信確認の連絡をしてください。 送信先の担当部署のメールアドレスについては、担当者にご確認ください。
12	押印した請求書をスキャナーで取り込み、電子メールに添付して提出する場合、「本件責任者及び担当者の役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）」は記載しなくてよいですか。	電子メールで提出いただく場合は、印影の有無にかかわらず、「本件責任者及び担当者の役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）」の記載が必要になります。
13	請求書を電子メールで提出する場合、ファイルの形式の指定はありますか。	改ざん防止のため、すべてPDF形式の添付ファイルとしてください。
14	押印を省略した請求書は、電子メールで提出しなければならないのですか。	押印を省略した場合、電子メールのほか、従来どおり郵送や持参による提出もできます。
15	電子メールに請求書を添付する代わりに、請求金額を含む請求書又は見積書の内容をメール本文に記載してもよいですか。	電子メールでご提出いただく場合は、必ずPDFファイルで添付してください。 メール本文に請求内容等を記載しての提出は不可です。
Ⅳ その他		
16	押印を省略した請求書を修正する場合、訂正印で修正が可能ですか。	お手数ですが、再度作成をお願いします。押印省略した請求書は修正不可です。
17	記載した本件責任者や担当者あてに連絡が来ることがありますか。	提出された書類確認のため、必要に応じて担当部署や会計課から連絡させていただく場合があります。
18	振込先口座は必ず記載する必要がありますか。	柏市へ債権者登録をされている方や、市の担当部署が振込先を把握している場合は、省略可能です。
19	債権者登録をする場合も押印は省略できますか。	新規・変更・廃止を問わず、債権者登録申出書を提出する場合は押印が必要です。
20	個人が請求する場合も押印を省略できますか	請求者が個人の場合は、連絡先の記載があり、債権者名義の口座への振込（債権者への支払）であれば、押印を省略できます。 また、押印に代えて署名（自署）する場合は、この条件が不要です（法人は除く）。
21	委任状の押印は省略できますか。	債権者名義ではない口座へ振り込む場合は、原則として押印を省略できません。ただし、個人の方が自署により署名した場合に限り、押印を省略することもできます。